

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項、別表第2の10の項及び別表第3の1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。